

諮問日：令和5年6月16日（令和5年度（情）諮問第16号）

答申日：令和5年12月20日（令和5年度（情）答申第31号）

件名：大津地方裁判所における元職員が届け出た住所が分かる書面の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の元所長及び特定の元局長に係る各届け出の連絡先（居住先・住所）の開示の申出に対し、大津地方裁判所長が、対象文書を特定した上で、その全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大津地方裁判所長が令和5年4月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

職務執行に係る公務員等の情報については個人情報には該当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 大津地方裁判所は、開示申出について、(1)特定の元所長の届け出た住所が分かる書面及び(2)特定の元局長の届け出た住所が分かる書面とそれぞれ整理した上、対象文書を特定したが、当該文書には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当する住所等の個人識別情報が記載されており、これらの情報が記載されている部分を除いた部分には有意の情報が記載されていないと認められるとして、当該文書の全体を不開示とした。
- 2 当該文書には、各職員の氏名、郵便番号、住所等の情報が記載されていると

ころ、これらは一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、そのうち氏名は同号ただし書イに相当するが、その他の部分にはいずれも同号ただし書イないしハに相当する事情はなく、不開示相当である。

そうすると、当該文書の氏名部分及び項目を開示することが考えられるものの、苦情申出人の申出の趣旨をも踏まえると、これらの部分には、有意の情報が記載されていないと認められる。

- 3 苦情申出人は、職務執行に係る公務員等の情報については個人情報には該当しない旨主張するが、各職員の氏名以外の情報が個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情がないことは、上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書2通を見分した結果によれば、本件対象文書には、それぞれ特定の元所長又は特定の元局長が届け出た氏名、郵便番号及び住所等が記載されていることが認められたことから、本件開示申出に係る文書として本件対象文書を特定したことは、妥当である。

そして、氏名、郵便番号及び住所等の記載部分は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、そのうち氏名は、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当すると認められる。

そうすると、本件対象文書については、郵便番号及び住所の記載を除いた項目に係る部分及び氏名部分を開示することが考えられるものの、これらの記載部分は、本件開示申出の内容に照らし、有意な情報とは認められない。

2 以上のとおり、本件対象文書の全部を不開示とした原判断については、本件対象文書の記載内容が法5条1号に規定する不開示情報に相当するものであり、本件対象文書のうち不開示情報の記載部分を除いた部分には有意の情報が記載されていないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子